㈱1）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
2）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
3）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「374」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
包装物当たりの許容質量	外装容器
旅客機　5kg 旅客機以外の航空機　50kg	1A2，1B2，1D，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H2

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。

「Y374」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
包装物当たりの許容質量	外装容器
2.5kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）包装の中で衝撃緩和のための措置がされていること。
2）1カートリッジ当たりのに含まれる引火性液体の許容容量は0.5ℓを超えないこと。
3）外装容器のドラムは、鋼、アルミニウム、合板、他の金属、ファイバ又はプラスチック製に限ること。
4）外装容器のジェリカンは、鋼、アルミニウム又はプラスチック製に限ること。
5）外装容器の箱は、鋼、アルミニウム、天然木材、合板、再生木材、ファイバ板又はプラスチック製に限ること。

「375」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
包装物当たりの許容質量	外装容器
旅客機　5kg 旅客機以外の航空機　50kg	ドラム ジェリカン 箱

㈱1）短絡を防止する措置を講じ、かつ、不測の作動が起こらないようにすること。
2）緩衝材を詰めること。
3）輸送の間、充電をしないこと。
4）国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「376」は、次の容器及び包装等を示す。

組合せ容器	
包装物当たりの許容質量	外装容器
旅客機　5kg	ドラム
旅客機以外の航空機　50kg	ジェリカン 箱

㈱1）装置とともに中間容器に包装すること。
2）中間容器に収納する燃料電池用カートリッジは、輸送する装置の数量と予備2個までとすること。
3）緩衝材又は仕切りを詰め、燃料電池用カートリッジが損傷しないように保護すること。
4）国際電気標準会議の安全基準に適合していること。

「377」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器						単一容器又は複合容器	
	内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器	旅客機以外の航空機	
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機		包装物当たりの許容容量	容器の種類
1162，1196，1250，1298，1305，2985	ガラス製又は陶製容器	1ℓ	1ℓ	1ℓ	5ℓ	1A2，1D，1G，1H2，4A，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2	5ℓ	1A1，3A1，6HA1，鋼製シリンダー
	金属製容器	1ℓ	5ℓ	1ℓ	5ℓ		5ℓ	—

㈱　金属製容器は耐食性を有するものに限ること。

⑷　可燃性物質類

「Y440」、「Y441」、「Y442」及び「Y443」は、次の容器及び包装等を示す。

包装基準	等級	組合せ容器				
		内装容器	内装容器当たりの許容質量	包装物当たりの許容質量	総質量	外装容器
Y440	2	ガラス製又は陶製容器	0.5kg	1kg		ドラム ジェリカン 箱
		プラスチック製容器	0.5kg			
		金属製容器	0.5kg			
		プラスチック袋	0.5kg			